

建設業における法令遵守の徹底

法令遵守の観点からの電子商取引のすすめ

建設業を取り巻く厳しい環境下において、建設業の魅力を向上させ、技術と経営に優れた企業が生き残り伸びていくためにも、法令遵守の徹底が求められています。

「建設業法令遵守ガイドライン(改訂)」(H20.9)より

- 契約は下請工事の着工前に書面^{*}で行うことが必要
- 不当に低い請負代金の禁止
- 指値発注は建設業法違反となるおそれ
- 適正な手続きに基づかない赤伝処理は建設業法に違反するおそれ など

貴社の対策は十分ですか？

CHECK!!

- 口頭でなく、書面で契約を取り交わしていますか
- 見積依頼、見積回答等の手順を踏んでいますか
- 必要な見積期間を確保していますか
- 契約書と一緒に見積書も保管されていますか
- 追加、変更が発生した場合、きちんと追加、変更契約を行っていますか
- 正当な理由なく長期の支払保留をしていませんか

健全な経営環境を整備するために
法令遵守は不可欠です

『建設業の電子商取引』は、
法令遵守の徹底にも寄与します

※建設業法第19条第3項に、書面契約に代えて電子契約によることも可能と定められています

これからの建設業の調達業務は

紙から 電子データ へ

法令遵守の観点から企業に求められること

- 取引の透明性の確保
- 必要な契約処理の履行
- 帳簿の備付及び保存
- 取引の書類・手続の関連性の確保

電子商取引を用いると…



CI-NET®による電子商取引
購買見積、注文、出来高、請求などの業務

- ✓ 取引の証のデータが残る（元請業者と下請業者の対等な取引が実現）
- ✓ 追加、変更契約などの煩雑な契約処理にも迅速に対応
- ✓ 取引データの履歴、契約の関連状況など、取引の見える化

さらには…

- 社内見積・契約データの活用 → 経営力・営業戦略力UP
- 取引先データの活用 → 人・物・金の把握のスピード・精度UP
- 契約に伴う印紙税の軽減 → 企業力UP

お問い合わせ先

(財) 建設業振興基金 建設産業情報化推進センター 企業識別コード・電子証明書担当
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目 MTビル2号館
Tel.03-5473-4573 Fax.03-5473-4580 E-mail:ci-net@kensetsu-kikin.or.jp

(財) 建設業振興基金では、建設業の電子商取引標準“CI-NET®”を推進しています